

第四回建設関連業検討会の議事概要について

平成21年10月23日(金)に開催した第四回建設関連業検討会の議事概要を以下のとおり発表いたします。なお、会議資料については、建設関連業HP(URL：http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000057.html)に掲載しております。

建設関連業検討会(第4回)議事概要

日時：平成21年10月23日(金) 10:00～12:00

場所：国土交通省総合政策局会議室

出席者：小澤一雅、吉村孝司、田中弘、矢島壮一、堤盛人、池田秀生、市川喜久男、友永則雄、成田賢、横田耕治、河村正人、藤森祥弘、横山晴生(代理：石原康弘)、林俊行(代理：瀧澤謙)、名波義昭、谷脇暁(代理：小林靖)、松本大樹(敬称略)

資料1、資料2、資料3について、事務局から説明
補足説明資料について、全測連、建コン協、全地連の各委員から説明

(議事内容)

(1)「第3回検討会までのまとめ」について

- ・意見なし

(2)「登録制度の概要」「登録制度の現状と課題」について

登録制度の現状と課題

- ・ 公共測量は、現実的に測量士1人では対応が困難であり、最低限、公共測量が実施できるような体制が業登録の要件として必要であることから、測量業登録の要件が測量士1名(測量士1名いれば業登録出来る)であることが問題だという意見が多い。業務の多様化・高度化に伴い、専門技術ごとの登録が必要である。測量法は、公共測量を対象としているが、民間測量にも適用させるべきである。コンプライアンスに関わることとして、営業所ごとに測量士1名が守られていない。
- ・ 協会として登録制度を重視しており、これまでも業務特性に応じた区分分けやランク分けの必要性などを検討しているが、登録という調達の入り口段階で分けるのは現実的には難しい。ただし、現在の21部門がよいかどうかは別であり、時

代に応じた統廃合も必要かもしれない。登録制度の要件は、品質確保の観点からも、公的資格等に基づく技術水準や経営基盤などの要件も必要である。また、登録制度には公平性も重要であり、地域性や企業規模を問わず、登録できるチャンスを与える必要がある。登録制度は、品質確保でも効果を発揮しており、適格業者の担保となり得るため堅持し、現行の要件は不用意にそれを緩めることがあってはならない。

- ・ 未登録の業者が受注し、登録している専門業者に下請けに出している実態がある。登録制度をもっと周知し、活用を促すべきである。
- ・ 直轄業務を発注する側としては、プロポーザル・総合評価方式のガイドラインを作成し、企業・技術者の評価として業務実績や資格などを求めており、企業よりも技術者の評価に重きを置いている。評価する技術者の資格は、技術士・RCCM・地質調査技士などである。登録制度と発注者の要件は異なるものと考えている。
- ・ 地方自治体では、入札参加要件として、部門登録を参考にしているところもある。中小業者からは、部門ごとの登録という要件は厳しいとの意見もある。

登録制度の意義・必要性

- ・ 登録制度は社会的要請に基づいて作られたと思うが、登録制度ができたときの意義、そして、現在までにその意義・必要性がどう変化してきたかを再確認する必要がある。
- ・ 昭和 52 年に、地質の登録制度ができ、建コンの登録制度も大きく改正した。登録制度のもともとの意義は、発注者が業者を選定するための情報提供であるが、現在のプロポーザル・総合評価方式には不要となっている。誰をターゲットとした登録制度とすべきかということを改めて考える必要がある。登録制度の制度設計は良いのだが、そのとおり運用されていないことが問題である。発注者への情報提供としては登録の有無だけでは意味がなく、財務報告書などの情報を提供すべきである。
- ・ 公共の品質確保には、登録制度は必要だと思う。今後グローバルな観点からも必要になってくるだろう。登録の有無だけで入り口をしぼると地方は困るので、登録の要件・資格で対応する必要がある。部門の細分化もあるが、調査から維持管理段階までの総合的な技術力も必要ではないか。
- ・ 測量は測量法、建コン・地質は任意の登録制度に基づいており、各業種の根拠法・登録制度には相異がある。業種による違いがあるならば差別化によって秩序を維持することも必要であり、登録制度をどう運用するのか、場合によって業法が必要なのかを検討する必要がある。
- ・ 登録制度が活用されていないのは、現状として必要がないためではないか。時代

が規制緩和の流れにある中で、登録制度の意義を再度議論する必要がある。例えば、地域のノウハウは活用・評価されるべきであり、そのためにも登録制度を活用すべきではないか。

- ・ アンケートの結果からは、登録制度を知っている自治体では、運用面の課題はあるものの、今後も登録制度は必要であると解釈できるのではないか。
- ・ 未登録業者が受注して、登録業者に外注することは、業界として不健全である。企業経営の問題であり、登録制度とは別問題として扱うべきである。

今後の方向性

- ・ 次回までに、登録制度の意義について整理し、発注者が活用したくなるような運用方法等について具体的に提案する。その中で、企業をベースに考えるのか個人をベースに考えるのかという点、登録の有無だけではなく、登録の内容、企業情報の発注者への提供という2点について考慮する必要がある。
- ・ 登録制度と資格の関連として、技術者の流動化の視点がある。EMF 国際エンジニア制度もあり、登録制度は国内の事情で考えればいいが、技術者資格は国際化も意識しておく必要がある。

以 上